

📌 今月のポイント

建設業の適切な社会保険①



建設業においては「適切な保険」に加入していないと現場入場ができないという状況です。しかしながら、事業所の形態等により、加入すべき保険が違います。自社が加入すべき保険について整理をしていきましょう。

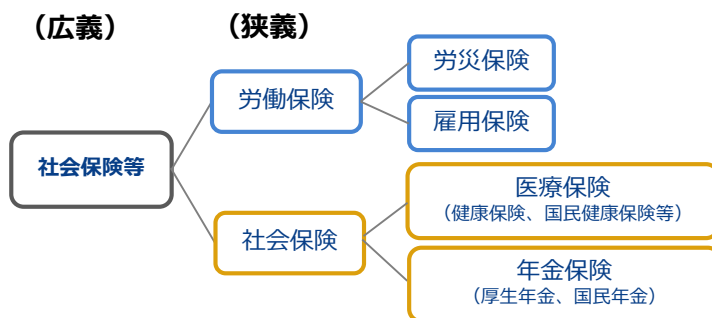
社会保険の仕組み

社会保険未加入問題とは？

国土交通省では、技能労働者の処遇の低さが若年入職者の一因となっていること、また社会保険に加入している会社は法定福利費を負担することで、適正に保険加入している会社ほど、受注競争上不利といった不公正な競争環境を変えるために、平成29年4月以降は「適切な保険」に加入していない作業員は現場入場を認めないという取扱いがスタートしました。

社会保険の全体像

建設業においては、一人親方や個人事業主も多いことから、健康保険と厚生年金に加入することが適切なわけではなく、それぞれの事業所の形態により、加入すべき保険が違います。そして一言で社会保険といっても広義の意味の社会保険と狭義の意味の社会保険があり、それぞれ法律が違うため、適用範囲も違ってきます。ここで社会保険の全体像を確認していきましょう。



適切な保険について

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について 国土交通省

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※3	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※3	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※3	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
 ※3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるかを問わない。

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

健康保険及び厚生年金保険

3保険

雇用保険
(医療保険と年金保険については個人で加入)医療保険と年金保険については個人で加入
(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限り)※2

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

□ : 個人で加入

◆次回以降、各保険について解説していきます！